

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 28日

愛知県知事 殿

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
 名 称 日本製鉄株式会社  
 代表者 代表取締役社長 今 井 正

電話番号 052-603-7035

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製鉄株式会社 名古屋製鉄所
事業場の所在地	愛知県東海市東海町五丁目3番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①・事業の種類	22 鉄鋼業
②事業の規模	売上高 4,876,550 百万円(令和5年度、全社)
③従業員数	3,336人(令和6年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(腐食性廃アルカリ) メッキライン →【委託】焼却 (腐食性廃酸) メッキライン →【委託】焼却 (引火性廃油) 制振鋼板ライン、厚板精整ライン、研究施設 →【委託】焼却、油水分離・エマルジョン燃料化 (特定有害廃油) コークス化成工程、補修工程 →【委託】焼却 (特定有害汚泥) 厚板精整ライン、コークス化成工程、研究施設等 →【委託】焼却 (特定有害廃アルカリ) 発電ボイラー →【委託】焼却 (特定有害廃石綿) 建屋、配管等 →【委託】最終処分 (廃PCB汚染物) 微量PCB廃油 →【委託】無害化・焼却 PCB汚染物 →【委託】無害化・焼却

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>(管理体制図)</p> <p>本社 ———— (全社の総合的な産廃管理、社内監査の実施) 環境部</p> <p>名古屋製鉄所 ———— (産廃実績管理、外部委託処理の管理、社内教育・監査、産廃処理業者監査の実施) 安全環境防災部 ———— 環境防災室</p> <p>————— (産廃処理費用の管理、社内の産廃処理に関わる関連協力会社の管理) 労働購買部 ———— 協力会社連携室</p> <p>————— (リサイクル推進・技術企画、委託処理契約、焼却施設の操業管理) 資源化推進部 ———— 資源化推進室</p> <p>————— (発電施設の操業管理) エネルギー部 ———— エネルギー工場、エネルギー技術室</p> <p>————— (各製造部等における特別管理産廃管理、マニフェスト管理) 各部 ———— 各工場 ———— 各課</p>		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①・ 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃油
	排 出 量	1,237 トン
	他別紙のとおり (これまでに実施した取組) ・ タールスラッジの再資源化	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃油
	排 出 量	600 トン
	他別紙のとおり (今後実施する予定の取組) ・ タールスラッジの資源化（委託リサイクル拡大） ・ タンク清掃回収油の再資源化	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 汚泥、廃油の分別強化による特別管理産廃発生量の低減	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 汚泥、廃油の分別強化による特別管理産廃発生量の低減	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— トン	
	(これまでに実施した取組) _____		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— トン	
	(今後実施する予定の取組) _____		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— トン	
(これまでに実施した取組) _____			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— トン	
(今後実施する予定の取組) _____			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— トン	
	(これまでに実施した取組) _____		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— トン	
	(今後実施する予定の取組) _____		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①・ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	合計	内訳は 別紙の通り
	全処理委託量	2,145	
	優良認定処理業者への処理委託量	2,131	
	再生利用業者への処理委託量	459	
	認定熱回収業者への処理委託量	205	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1,482	
	(これまでに実施した取組) ・ 優良認定事業者への処理委託		

②計画	<b>【目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	合計
	全処理委託量	1,434
	優良認定処理業者への処理委託量	1,421
	再生利用業者への処理委託量	353
	認定熱回収業者への処理委託量	206
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	872
内訳は別紙の通り		
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良認定事業者への処理委託</li> <li>・再生利用業者への委託比率の増加</li> <li>・廃PCB機器、汚染物の処分拡大（法期限；令和8年度末）</li> </ul>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	1,796 トン
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物を含め、全量電子マニフェスト導入済み。 今後、新規の処理業者へ委託する場合についても、電子マニフェスト導入を前提に契約を締結する。</p>		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入す・水処理施設における処理物拡大による腐食性廃酸・廃アルカリの委託処理量低減ること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙(令和5年度実績及び令和6年度計画)

令和5年度実績	腐食性 廃アルカリ	腐食性 廃酸	引火性 廃油	特定有害 廃油	特定有害 汚泥	特定有害 廃アルカリ	特定有害 廃石綿	特定有害 PCB汚染物	合計
①排出量	189	7.9	82.2	1,237	279	0	0	350	2,145
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤自ら熱回収を行った量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩全処理委託量	189	7.9	82.2	1,237	279	0	0	350	2,145
⑪優良認定処理業者への処理委託量	178	7.9	78.9	1,237	279	0	0	350	2,131
⑫再生利用者への処理委託量	11	0	3	0	95	0	0	350	459
⑬熱回収認定業者への処理委託量	178	7.9	18.6	0	0	0	0	0	205
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	60.3	1,237	185	0	0	0	1,482

令和6年度計画	腐食性 廃アルカリ	腐食性 廃酸	引火性 廃油	特定有害 廃油	特定有害 汚泥	特定有害 廃アルカリ	特定有害 廃石綿	特定有害 PCB汚染物	合計
①排出量	185	8.0	81	600	210	5	3	342	1,434
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤自ら熱回収を行った量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩全処理委託量	185	8.0	81	600	210	5	3	342	1,434
⑪優良認定処理業者への処理委託量	175	8.0	78	600	210	5	3	342	1,421
⑫再生利用者への処理委託量	10	0	3	0	20	0	0	320	353
⑬熱回収認定業者への処理委託量	175	8.0	18	0	0	5	0	0	206
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	60	600	190	0	0	22	872

以 上